

特定公契約特約

乙は、本契約の履行に当たり、豊島区公契約条例（令和7年豊島区条例第40号。以下「条例」という。）及び豊島区公契約条例施行規則（令和7年豊島区規則第121号。以下「規則」という。）を遵守するものとする。

（用語の定義）

第1条 この特約条項において使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

（労働関係法令の遵守）

第2条 特定受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 特定受注者は、条例第2条第6号ウに掲げる者と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、前項に掲げる法律の趣旨を尊重して契約しなければならない。

（労働報酬の支払）

第3条 特定受注者及び特定受注関係者は、特定労働者等（最低賃金法第7条に規定する労働者を除く。）に対して、条例第7条第1項の区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならない。

（継続雇用）

第4条 特定受注者は、継続性のある業務に関する特定公契約に係る当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者であって、雇用されることを希望する者を、雇用するよう努めるものとする。

（労働報酬に係る特定受注者の連帯責任）

第5条 特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき又は特定受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該特定受注関係者と連携して、当該特定労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならない。

（労働条件等の区への報告）

第6条 特定受注者は、特定労働者等に係る労働条件に関する事項について規則第5条に定めるところにより、区が指定する日までに、書面により区長に報告しなければならない。

（特定労働者等に対する周知）

第7条 特定受注者は、次に掲げる事項を作業所等の特定労働者等が見やすい場所に掲示し、又は特定労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付することによって特定労働者等に周知しなければならない。

- (1) 労働報酬下限額
- (2) 労働報酬下限額の適用対象となる特定労働者等の範囲
- (3) 第5条に規定する労働報酬に係る特定受注者の連帯責任に関する事項
- (4) 条例第10条の規定による申出に関する事項及びその申出先
- (5) 特定労働者等は、条例第10条の規定による申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。

(特定労働者等の申出)

第8条 特定労働者等は、労働報酬が支払われるべき日において、当該労働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 特定受注者及び特定受注関係者は、条例第10条の規定による申出を受けた場合は、誠実に対応するとともに、当該申出をした特定労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入調査)

第10条 特定受注者若しくは特定受注関係者は、条例第12条第1項に規定する報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じ、協力しなければならない。

(是正措置)

第11条 区長は、条例第12条第1項の規定による報告及び資料の提出又は立入調査の結果、特定受注者及び特定受注関係者がこの特約の定め又は条例の規定に違反していると認めるときは、特定受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 特定受注者は、前項に規定する求めを受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その内容について区長に報告しなければならない。

(特定公契約の解除)

第12条 区長は、特定受注者又は特定受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第10条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (2) 前条第1項に規定する求めに応じないとき。
- (3) 前条第2項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 区は、前項の規定による特定公契約の解除によって生じた損害について、賠償する責任を負わない。

(公表)

第13条 区長は、前条の規定によりこの契約を解除した場合又はこの契約の契約期間終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者がこの特約の定めに違反していたことが判明した場合は、その旨を公表することができる。

(損害賠償)

第14条 特定受注者は、区が第12条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、それによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第15条 区は、第12条第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、特定受注者から契約金額の10分の1に相当する額を違約金として徴収することができる。

(特定受注関係者と締結する契約)

第16条 特定受注者は、特定受注関係者と契約を締結するときは、当該特定受注者が遵守すべき約定事項について、特定受注関係者が当該特定受注者に準じて当該約定事項を遵守することを定めなければならない。